

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、利益を伴った成長と財務体質の強化を推し進め、電機メーカーの枠を超えた電子精密企業体への転換を図っています。経営目標を達成する過程においては、当社を取り巻くステークホルダーとの、より良好な関係にも配慮しつつ、各ステークホルダーへの目標を掲げ、その理解と支援の下、コンプライアンス、リスク管理などを含めた内部統制システムの充実や経営チェック機能の充実に回り、企業価値の向上を目指しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行(株)退職給付信託口((株)神戸製鋼所)	14,898,000	10.00
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	6,345,000	4.26
ダイキン工業(株)	5,085,000	3.41
シンフォニアテクノロジー従業員持株会	3,889,115	2.61
大日本印刷(株)	3,664,000	2.46
シンフォニアテクノロジー取引先持株会	3,379,900	2.27
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	2,851,000	1.91
ナブテスコ(株)	2,309,000	1.55
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	2,256,320	1.51
前尾 和男	2,179,060	1.46

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3 月
-----	-----

業種	電気機器
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡辺 壯嘉	他の会社の出身者											
小谷 重遠	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡辺 壯嘉	○	丸紅(株)の出身であり、同社及びサハリン石油ガス開発(株)等の役員経験者であります。	一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有しつつ、他の会社における管理職・役員としての豊富な経験に基づく高い見識により、特定の利害関係者の利益に偏ることなく、公正に経営の評価ができるためであります。 また、独立性が疑われる属性等が実質的にも存在しないため、独立役員として指定しています。

小谷 重遠	○	(株)神戸製鋼所の出身であり、同社及びコベルコ建機(株)の役員経験者であります。(株)神戸製鋼所及びコベルコ建機(株)は当社の取引先であります。取引の規模に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しています。	一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有しつつ、他の会社における管理職・役員としての豊富な経験に基づく高い見識により、特定の利害関係者の利益に偏ることなく、公正に経営の評価ができるためであります。 また、独立性が疑われる属性等が実質的にも存在しないため、独立役員として指定しています。
-------	---	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と会計監査人の連携状況】

定期的に会合を実施して、意見交換を行っています。

【監査役と内部監査部門の連携状況】

監査部が内部監査を行っており、監査役は内部監査と共同で監査を行うほか、必要な資料の提供や報告を受けるなど密接な連携状況にあります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
廣田 邦彦	他の会社の出身者										△			
野本 俊輔	弁護士													
小林 義行	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
廣田 邦彦	○	当社の取引先である神鋼商事(株)の出身であります、取引の規模に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しています。同社の役員経験者であります。	一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有しつつ、他の会社における管理職・役員としての豊富な経験に基づく高い見識や財務・会計に関する業務経験により、特定の利害関係者の利益に偏ることなく、公正に経営の評価ができるためであります。 また、独立性が疑われる属性等が実質的にも存在しないため、独立役員として指定しています。
野本 俊輔	○	——	一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有しつつ、弁護士として法令についての高度な知識・識見に基づき、客観的な立場から、特定の利害関係者の利益に偏ることなく、公正に経営の評価ができるためであります。 また、独立性が疑われる属性等が実質的にも存在しないため、独立役員として指定しています。
小林 義行	○	当社の取引先であるサンワテクノス(株)の出身であります、取引の規模に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しています。同社の役員経験者であります。	一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有しつつ、他の会社における管理職・役員としての豊富な経験に基づく高い見識により、特定の利害関係者の利益に偏ることなく、公正に経営の評価ができるためであります。 また、独立性が疑われる属性等が実質的にも存在しないため、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成26年6月27日開催の取締役会において、翌事業年度(平成27年3月期)における取締役の報酬の一部である利益連動報酬を支給することを決議しました。業績連動型報酬制度は、業績を報酬に反映させ、結果責任を明確にするものであります。具体的には、役位別利益連動報酬基礎額と目標利益達成率、売上高経常利益率、売上高当期純利益率の3種類の業績評価指標により、報酬額を算定しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の年間報酬の総額を事業報告及び有価証券報告書で開示しています。総額には、平成25年6月27日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役職に対応した基本報酬及び利益連動報酬の取扱いを定めた役員報酬体系に基づき決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- ・社外取締役及び社外監査役をサポートする専任の担当部署や担当者については特に任命していないものの、社外取締役については総務人事部が、また、社外監査役については監査部が、それぞれサポートすることとしています。
- ・取締役会や監査役会等の開催に当たっては、該当部門より資料を事前に配布するなど、効率的に会議を開催しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- (1) 業務執行の監督の仕組み
 - ・毎月の定例及び臨時の取締役会、経営会議を開催し、迅速に経営の意思決定を行うとともに、毎月の定例事業執行会議を開催するほか、取締役は担当する業務について執行役員から執行状況の報告を受けることにより、監督機能を果たせる体制を整備しています。
 - ・弁護士など、外部の専門家から適宜アドバイスを受け、経営のチェック機能を持たせています。
- (2) 内部監査及び監査役監査の状況
 - ・内部監査は監査部が行っています。
 - ・監査役会は、監査役4名で構成し、定期的にまたは必要に応じて臨時に監査役会を開催しています。監査役は、取締役会、経営会議、事業執行会議等の重要な会議に出席して取締役の職務執行の監査を実施するほか、重要な決裁書類の閲覧等を通して業務監査を行っています。
 - また、監査部及び監査役会は、会計監査人とも定期的に意見交換を行っています。
- (3) 会計監査の状況
 - ・会計監査は、有限責任あずさ監査法人に所属する原田大輔氏(継続監査年数4年)、小幡琢哉氏(同年数3年)の2名の公認会計士が監査業務を執行しており、また、同業務に係る補助者は、同監査法人に所属する公認会計士6名及びその他10名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社の形態を採用しています。また、執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、業務執行機能や意思決定機能を強化するとともに、独立性の高い社外取締役を選任して取締役会における監督機能の強化を図っています。この考えに基づき現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の約3週間前に発送しています。
その他	書面投票を採用しています。また、招集通知をホームページに掲載しています。さらに、株主総会当日、出席株主を対象にした会社説明会を開催しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家・金融機関向けに、会社の業績・取組状況等の説明を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、事業報告書、有価証券報告書等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務人事部、経営企画部に担当者を配置しています。	
その他	定期的な会社説明会のほか、アナリスト・機関投資家・金融機関等からの要請に応じて、随時会社説明・工場見学等を実施して、会社の取組状況等を説明しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	『企業倫理規範』においてステークホルダーの立場の尊重について規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球環境保全の取組を重要な経営課題と認識し、かけがえのない地球を守るために製品開発や生産、営業などの企業活動のあらゆる面において、地球温暖化防止・資源の有効活用・環境汚染の予防等に取り組んでいます。また、欧州におけるRoHS指令、REACH規則等の対策については、製品を構成する部材に含まれる有害化学物質を排除することが不可欠であり、特定化学物質に関する専門委員会を中心に計画的に取組を推進しています。 また、全社環境基本方針を改訂し、環境保全活動を拡充しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	『企業行動基準』において情報の開示に関する方針を規定しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 基本的な考え方

当社は、企業運営がより適法且つ適正・効率的に行われるよう内部統制システムを構築していますが、会社法並びに同施行規則の定めに基づき、さらに具体的に実行すべき内容を取り込み整備することとしています。今後とも、この内部統制システム構築の基本方針に則り、取締役の責任の下、不断の見直しによりその改善を図ることとします。

(2) 整備状況

1) 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、企業理念及びその行動指針であるSINFONIA-WAYを定め、かつ「企業倫理規範」「企業行動基準」を制定し、法令・定款の遵守と高い倫理観の醸成を命題として、コンプライアンス体制の整備に取り組み、社内の意識強化と問題の未然防止に努めています。
- ・「コンプライアンス委員会規程」に従って全社コンプライアンスの担当役員を任命し、また、関係会社の代表や外部有識者も加えたコンプライアンス委員会と、各部門でのコンプライアンス活動を推進する組織を設置しています。加えて弁護士など、外部の専門家からも適宜アドバイスを受けています。
- ・法令・定款違反に関する報告体制として、スピークアップ制度(内部通報制度)を設置おり、「スピークアップ制度運用規程」において内部通報者に不利益な取り扱いをしてはならないことを定めています。また、不祥事が発生した場合は、トップマネジメント、取締役会、監査役会に報告が行われています。
- ・「内部監査規程」に基づき、監査部が内部監査を行っています。
- ・財務報告に係る内部統制についても、整備・運用の基本方針に基づき、継続的な運用と改善を図っています。
- ・当社は、「企業倫理規範」「企業行動基準」において反社会的勢力との絶縁を宣言するとともに、対応に当たっての基本的な考え方を定めています。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、取締役の意思決定及び職務の遂行に係る情報の保存及び管理については、責任部門において社内規程に基づき行っています。これら社内規程は、必要に応じて見直し等を行っています。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、現下の激しい経営環境の変化の中で、ビジネス、法令違反、安全衛生・環境、天災地変、情報通信などに起因するリスクの評価と対応を適切に行うため、リスク管理に関わる基本的事項を定めた「リスク管理規程」、並びにリスク管理活動の行動要領を定めた「リスク管理大綱」を策定し、リスク管理担当役員の任命、リスク管理委員会の設置等により、リスク管理体制を整備しています。
- ・当社並びにグループ全体の事業活動に影響を及ぼす危機の発生時には、取締役及び執行役員は、速やかに情報を収集し、代表取締役へ報告するとともに、対応策を実施します。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、経営戦略及び経営課題を明確にするために、中期経営計画や年度の経営計画を策定し、その達成度合いを、業績管理制度を通じてチェックしています。
- ・毎月の定例及び臨時の取締役会、経営会議、事業執行会議を開催し、迅速かつ多面的に経営意思の決定とフォローを行っています。
- ・当社は執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しつつ業務を執行する体制としています。
- ・取締役は、担当する業務について執行役員から執行状況の報告を受けることにより、監督機能を果たせる体制を整備しています。
- ・決裁制度、予算制度、人事管理制度などを整備し、適切な権限委譲の下、効率的に職務が執行されるような体制を整備しています。

5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、「関係会社管理規程」に基づき、統括部門、事業運営管理部門、業務サポート部門を定め、あわせて経営企画部に専任のスタッフを置くことを定め、グループ運営を行っています。
- ・グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、会議開催による多面的な検討を経て、慎重に決定しています。
- ・主要な子会社に対しては、当社から取締役や監査役を派遣するとともに、子会社の月例幹部会に出席し、事業運営状況を確認しています。
- ・グループ企業を含めてコンプライアンス活動を推進しています。また、海外現地法人の活動についても国内の取り組みに準じ、現地の法令や文化習慣等も尊重しながら推進しています。

6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことにおける当該使用人に関する体制

- ・当社は、監査部が監査役監査を補助しています。
- ・監査部は監査役会の事務局業務を担当して、監査役あるいは監査役会の指示に従ってその職務を補助しています。

7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・当社は、監査部に属する使用人の、取締役あるいはその他の使用人からの独立性を確保するため、その任命、異動、評価、懲戒等の人事権に係る事項について、監査役会と事前に協議しています。

8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・当社の取締役及び使用人、監査役の「監査役監査基準」に基づく要請に応じて当社及びグループ企業に関する資料を閲覧に供し、あるいは報告を行っています。
- ・監査役は、取締役の職務執行を監査するため、当社の取締役会、事業執行会議等の重要な会議への出席及び重要な決裁書類の閲覧等を行っています。また、グループ企業の取締役から定期的にヒアリングを行い、グループ全体の状況を把握しています。
- ・「スピークアップ制度運用規程」に準じて、監査役への報告を行った者やこれに関わった者に対して不利益な取り扱いをしてはならないこととしています。

9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、監査役の監査の実効性を確保するため、監査役会で決議した「年度監査方針・計画」を毎年取締役会で確認するほか、監査役の職務執行に必要な緊急または臨時の支出についても事後償還請求できることとしているなど、監査役からの要請に基づき、その円滑な監査活動を保障するための環境整備に努めています。
- ・監査役と代表取締役、会計監査人との意見交換の機会を設けています。

- ・監査役は、監査部から内部監査に関する報告を随時受けています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社は、「企業倫理規範」並びに「企業行動基準」において、『社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響や脅威を与えるあらゆる個人・団体とは一切関わらない』との絶縁宣言を行うとともに、その対応に当たっては『従業員一人一人を孤立させず、組織的に対応し、最大限警察や法律家等の支援を得る』との基本的な考え方を定めています。

(2) 整備状況

当社は、反社会的勢力排除の対応を行う統括部門を定め、社内各事業場をはじめグループ各社と協力して、警察・弁護士等の外部の専門機関や、多数の企業により組織化された「特殊暴力防止対策協議会」等とも連携を図りつつ対応するとともに、反社会的勢力に関する情報の収集・管理や、担当者の定期的な研修会・講演会・会合等への参加により対応力のレベルアップを図っています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成20年6月27日開催の第84回定時株主総会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に
関する基本方針」に沿い、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「旧対応方針」といいます。）を導入しました。旧対応
方針は、平成23年6月29日開催の第87回定時株主総会において更新しましたが、平成26年6月27日開催の第90回定時株主総
会終結の時をもって再び有効期間満了を迎えたことから、一部を改定した上、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下
「本対応方針」といいます。）を更新しました。

本対応方針は、当社株券等の大規模買付が行われる場合の手続きを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十
分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保
し、向上させることを目的としています。

本対応方針の詳しい内容は、当社ウェブサイトに掲載している適時開示資料（<http://www.sinfo-t.jp/finance/PDF/260422b.pdf>）を
参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

（1）適時開示に係る社内体制整備の方針

株主・投資家の皆様からの信頼を確保し、安心して投資していただけるよう、適時に適正な情報開示を目指しています。

（2）社内体制の状況

情報取扱部門は、社内ならびに関係会社等の所管部門の責任者よりタイムリーに会社情報を入手するとともに、入手した会社情報
が「適時開示に該当する会社情報（決定事実・発生事実・決算に関する情報、関係会社に係る情報）」かどうかについて判定した結果
に基づき、速やかに情報取扱責任者（総務人事部担当役員）に報告します。

報告を受けた情報取扱責任者は、適時開示に該当する会社情報については代表取締役社長に報告し、さらに取締役会の決議もし
くは報告が必要な事項については、決議等を経た上で適時開示を実施します。

コーポレート・ガバナンス体制の概要

